

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第30号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年4月17日 03時40分ごろ	
発生場所	宮城県石巻市二鬼城埼灯台から真方位279° 300m付近 (北緯38° 18.7' 東経141° 24.9')	
事故等調査の経過	平成22年4月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第三十五 ^{しんえい} 神栄丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	MG2-5664（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	キール、舵及びプロペラが損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、石巻市石巻漁港を出港して、金華山沖の漁場に向けて宮城県牡鹿半島の西方沖を南東進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥り、平成22年4月17日03時40分ごろ、宮城県田代島の二鬼城埼付近の浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西 風速 約1.5m/s 日の出時刻 04時57分ごろ 海象：潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	本船は、石巻漁港を出港後、牡鹿半島と田代島の間を通過して、金華山沖に向かう予定であった。 船長は、手動操舵から自動操舵に切り換えた後、操舵室のいすに腰掛けて操船をしているうちに居眠りに陥り、乗り揚げたときの衝撃で目覚めた。 船長は、出港前に用事があったて十分に睡眠を取っていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、牡鹿半島の西方沖を南東進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、田代島の二鬼城埼付近の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、牡鹿半島の西方沖を南東進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、田代島の二鬼城埼付近の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	